

砥部町地域防災計画

令和8年度修正方針

(案)

令和8年9月

砥部町防災会議

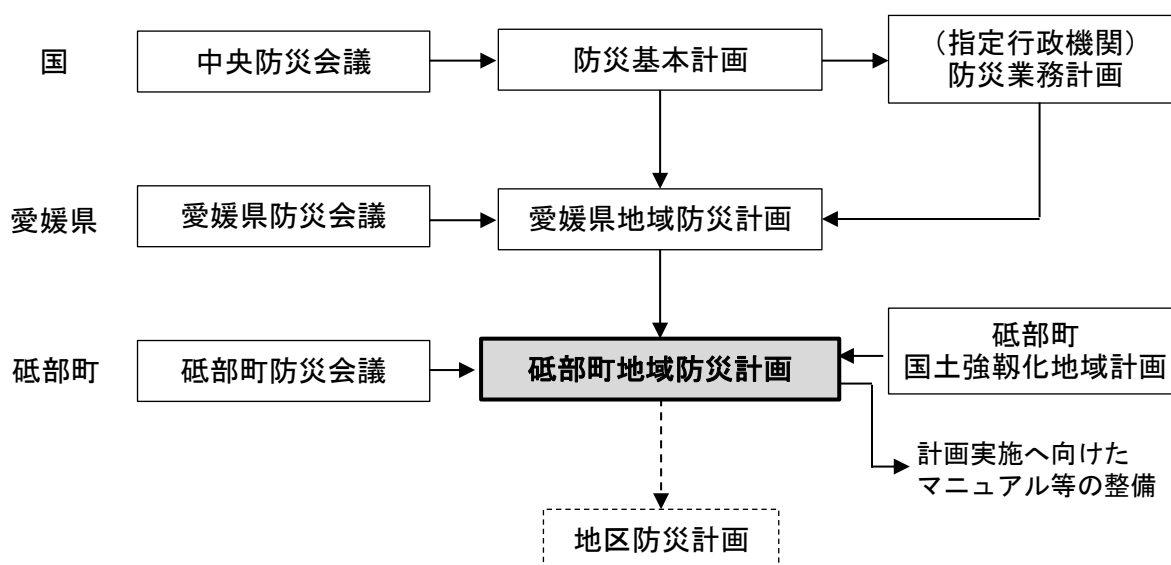
第1 砥部町地域防災計画の位置づけ

【砥部町地域防災計画について】

砥部町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び砥部町防災会議条例（平成17年1月1日条例第16号）の規定に基づき、本町の地域を所管する行政機関、公共機関、公的な団体、自主防災組織、学識経験者等で構成する砥部町防災会議が作成する計画であり、町民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、本町、愛媛県、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、本町の地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

本計画は、本町が行うべき防災・減災、応急措置、復旧・復興等の災害対策を中心に据え、各防災関係機関等の責務を明らかにして、それぞれが連携・協力して災害への対応に当たるものであり、国の防災基本計画や愛媛県地域防災計画、砥部町国土強靱化地域計画との整合を図るとともに、国、県等の防災関係機関及び住民、事業者等と連携を図りながら、本町の災害特性にあわせた総合的かつ基本的な防災全般に関する方針を定めるものです。

【砥部町地域防災計画の位置づけ】



【災害対策基本法】

【参考：災害対策基本法より抜粋・一部編集】

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村では、当該市町村の市町村長）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第4項で「当該市町村等」）の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（地区居住者等）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（地区防災計画）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6、7 （略）

第2 令和8年度の計画修正にあたって

(1) 基本的な方針

本計画は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、砥部町防災会議が作成する計画です。

本計画は、町民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興等の災害対策を中心に、本町、愛媛県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）の各防災関係機関等の責務を明らかにして、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の災害対策をまとめた地域防災の基本となる計画です。

そして、関係団体それぞれが連携を図り、町民との積極的な協働により、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

また、本計画は、同じく災対法第42条の規定により、定期的に検討を行い、必要があると認められるときは速やかにこれを修正することになっています。

(2) 計画修正の背景

平成23年の東日本大震災から15年、平成28年の熊本地震から10年が経過しましたが、現在も各地で震度5から6規模の地震は断続的に発生しており、平成30年北海道胆振東部地震、令和6年1月の能登半島地震では、最大震度7を記録しています。さらに、日向灘のプレート境界部付近では、令和6年8月8日にマグニチュード7.1の海溝型地震が発生し、気象庁から初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、翌年1月13日にも日向灘でマグニチュード6.6の地震が発生し「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されました。令和7年9月26日には、政府地震調査委員会から今後30年以内の地震発生確率が1月15日に「70%～80%」から引き上げられたばかりの「80%程度」から、算定方法の相違により、2つの予測「60～90%程度以上」「20～50%」として発表されました。併せて、「これまでどおり、南海トラフでは巨大地震が発生する可能性が非常に高い。防災対策は引き続き進めてほしい。」とのことであり、今後とも、大規模地震発生に備えることの重要性には変わらないということでした。

また、風水害についても、気候変動の影響に起因してゲリラ豪雨や線状降水帯といった現象が頻繁に出現かつ激甚化しており、平成23年台風第12号による大雨や平成30年の台風第21号、令和元年東日本台風・房総半島台風などの大規模災害が発生するなど「想定を上回る」自然災害が年々増加傾向にある状況下において、即時性・実効性の高い防災・減災体制の整備が求められています。

国では、避難勧告と避難指示の避難指示への一本化、新型コロナウイルス感染症拡大の経験やスフィア基準をふまえた避難所の確保・運営、インフラの強靱化、二次被害の回避、帰宅困難者対策、ブラックアウトを起こさない電力の確保など、災対法並びに各種法令の

改正や防災基本計画の修正等を行い、災害時の教訓を活かした具体的な体制整備が進められています。また、令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用が開始され、防災気象情報と対応する防災行動をよりわかりやすくするため、情報名称に1～5段階のレベルの数字を付けて発表されることとなりました。

こうした過去の災害から得られた教訓や知見、防災基本計画や愛媛県地域防災計画の修正内容を踏まえ、本町の地勢・地理的条件を考慮しつつ、本計画の修正を行います。

なお、災対法第42条においては、市町村地域防災計画は、当該市町村を包括する都道府県の地域防災計画に抵触するものであってはならないとも規定されていることから、本計画の修正にあたっては、「愛媛県地域防災計画」との整合を図ることとします。

(3) 国・愛媛県の動向

① 国（中央防災会議等）における防災対策の見直し動向

国は、平成23年12月に東日本大震災を教訓として実施した防災対策の抜本的な見直し以降も、多方面の専門調査会や検討会での報告を受けた修正等を経て、直近では、能登半島地震を踏まえた被災者支援の充実、防災DXの加速などの修正、災害情報を地理空間情報として共有するシステムで、災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的として構築した新たな総合防災情報システム（SOBO-WEB）の運用開始、水害対策の強化、在宅避難者や車中避難者などの避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援など最近の防災施策の進展等を踏まえた修正等（各編）を実施しました。また、災害対策基本法の改正、岩手県大船渡市林野火災等を踏まえ、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限を行うなど、火災予防条例（例）の一部改正が行われています。

② 愛媛県における防災対策の見直し動向

愛媛県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応の教訓を踏まえて、愛媛県の地域防災計画に配備基準及び動員体制の見直し、自主避難者に対する避難所の開設、施設管理者等の関係機関への注意喚起について修正を加え、消防の広域化に伴う愛媛県独自の修正、ドローンの活用や市町の災害ケースマネジメントに必要な支援、避難所における生活・衛生環境の改善、避難所以外で避難生活を送る避難者等の把握、災害対応における県・市町の連携強化、デジタル等新技術の活用、複合災害への対応などを進めています。

愛媛県は、東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に対する国の対策、県地震被害想定調査結果等を踏まえて、最大の被害をもたらすとされる南海トラフ巨大地震から県民の生命を守り、被害を最小限に抑えるため、県として取り組むべき施策を取りまとめた「えひめ震災対策アクションプラン」を平成27年3月に策定し、ハード・ソフトの両面から効果的、総合的に防災・減災対策を推進しています。また、令和2年3月には、南

海トラフ地震臨時情報等の新たな知見や西日本豪雨災害の検証結果のうち地震対策としても有効な取組みなどを反映し、同アクションプランの中間見直しを実施しました。

愛媛県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の対応の教訓を踏まえて、被災者支援の充実、国による災害対応の強化、被災者支援の充実、保健医療福祉支援の体制・連携強化、官民連携や人材育成の推進、インフラ・ライフラインの復旧迅速化等、最近の施策の進展等を整理し、県・国・市町・関係機関等の『オール愛媛』体制で地域全体の防災力向上、大規模災害対策の充実・強化などを進めています。

(4) 国・防災基本計画及び愛媛県地域防災計画への準拠

「防災基本計画」の改訂が概ね一年に一度行われ、国の方針を反映して愛媛県の地域防災計画が同年度末に改訂される流れになります。それを受けて本町の地域防災計画の修正時には、災対法第42条に基づき、国の防災基本計画と愛媛県の地域防災計画の最新状況を反映する必要があります。

なお、現状では、国の「防災基本計画」の修正が令和7年7月、「防災業務計画」の修正が令和8年1月に、愛媛県の地域防災計画の改訂が令和8年2月に実施されています。

(5) 見直しの方法

現行の砥部町地域防災計画は、平成27年3月に修正が行われてからすでに12年が経過しています。

今回の修正では、愛媛県地域防災計画(令和7年度修正)の反映及び整合による見直しを行ったうえで、令和7年7月の国の防災基本計画との整合による見直しを行います。また、愛媛県地震被害想定調査(令和8年2月)を追加します。

さらに、最新の内容として令和3年5月以降の国の通知等や、他都道府県の動向などを参考に、現行の本町計画の要素と、本町独自の社会環境、自然条件、その他の要素を盛り込むとともに、各種情報の時点更新、用字用語等の表記の統一等を行います。

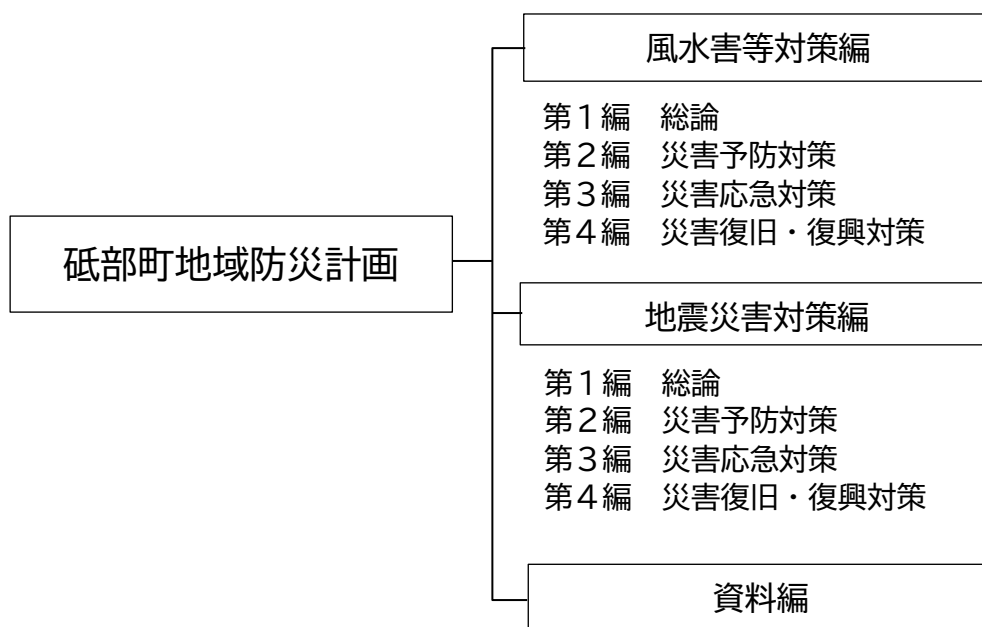
第3 修正の概要

(1) 全体構成

全体構成については、愛媛県地域防災計画の構成を参照しますが踏まえて、「風水害等対策編」「地震災害対策編」「資料編」の大きく3つの編とし、各施策である節の構成は愛媛県計画との整合性を図ります。

「地震災害対策編」第3編に「南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等」を掲載し、令和6年8月と昨年1月に発表された「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が、今後「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」として発表された場合の行動指針や災害応急対策にかかる措置について対応を明記します。

なお、本計画に関連する各種資料については、資料編として別途整理します。



【修正のポイント】

① 「防災基本計画改訂」の修正内容を反映

令和8年7月の「防災基本計画」の改訂内容との整合による修正・更新等を行う。

② 災害対策基本法及び関係法令の改正等による修正

関係法令の改正や国の通知等との整合による修正・更新等を行う。

③ 応急・復旧活動体制の強化、最近の防災施策の反映等

災害の発生に備えた応急・復旧活動体制の強化、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた感染症への対応方針の更新等を行う。

④ 近年発生した災害の課題・教訓を踏まえた対策の強化

近年頻発している風水害及び大規模地震（東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等）において顕在化した課題を踏まえた対策の強化を行う。

⑤ 「愛媛県地域防災計画」令和7年度の修正内容の反映

県HPで公開している県計画との整合による修正等を行う。

（２）具体的な改訂の概要（令和3年度以降の修正概要）

1. 災害対策基本法及び関係法令の改正による修正等、最近の防災施策の反映等

- ① 個別避難計画の作成の努力義務化への対応等（令和3年5月防災基本計画修正）
- ② 避難勧告と避難指示の避難指示への一本化等（令和3年5月防災基本計画修正）
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた対応（令和3年5月防災基本計画修正）
- ④ 広域避難及び広域一時滞在に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等（令和3年5月防災基本計画修正）
- ⑤ 盛土による災害の防止に向けた対応（令和4年6月防災基本計画修正）
- ⑥ 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化（令和4年6月防災基本計画修正）
- ⑦ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令（令和4年6月防災基本計画修正）
- ⑧ 多様な主体と連携した被災者支援（令和5年5月防災基本計画修正）
- ⑨ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用（令和5年5月防災基本計画修正）
- ⑩ 水害対策の強化（道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策強化）（令和6年6月防災基本計画修正）
- ⑪ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援（在宅避難者、車中泊避難者）（令和6年6月防災基本計画修正）
- ⑫ 緊急通行車両確認標章等の事前交付（令和6年6月防災基本計画修正）
- ⑬ 在宅・車中泊避難者への災害派遣福祉チーム（DWA T）派遣による福祉サービスの提供（令和7年7月防災基本計画修正）

- ⑭ 広域避難時の避難元・避難先市町間の情報連携（令和 7 年 7 月防災基本計画修正）
- ⑮ 被災者援護協力団体との平時からの連携（令和 7 年 7 月防災基本計画修正）
- ⑯ 物資備蓄状況の公表（令和 7 年 7 月防災基本計画修正）
- ⑰ 復興まちづくりのための復興事前準備の推進（令和 7 年 7 月防災基本計画修正）
- ⑱ 道路啓開計画の法定化（令和 7 年 4 月 9 日道路法等の一部を改正）
- ⑲ 新物資システム（B-PLo）の運用（令和 7 年 4 月内閣府）
- ⑳ 気象業務法・水防法の改正による新たな防災気象情報の運用開始（令和 8 年 7 月防災基本計画修正）

2. 防災体制の整備、感染症対策を含めた避難所運営体制の整備

- ① 受援体制の整備
- ② 避難所における食物アレルギーへの配慮
- ③ 再生エネルギーの活用
- ④ 災害中間支援組織の育成・強化
- ⑤ 災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組みの整備（令和 5 年 5 月）
- ⑥ 緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級を追加（令和 5 年 2 月）
- ⑦ 感染症対策の推進
- ⑧ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮
- ⑨ 家庭動物の避難スペース等の配慮
- ⑩ 熱中症の予防や対処法に関する普及啓発

3. 近年の災害を踏まえた防災対策の強化

- ① 防災知識の普及・啓発、防災教育の充実等
- ② 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保（令和 3 年 5 月）
- ③ 土砂災害危険箇所に関する取扱い（国土交通省通知「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」を反映）（令和 5 年 11 月 10 日）
- ④ 外国人への情報提供（内閣府通知「災害関連情報の外国人への提供について」を反映）（令和 5 年 11 月 29 日）
- ⑤ 被災地の情報収集及び進入方策（令和 6 年能登半島地震）
- ⑥ 応援職員の宿泊場所等への対応（令和 6 年能登半島地震）
- ⑦ 避難所運営（令和 6 年能登半島地震）
- ⑧ 運送事業者との連携による物資調達・輸送の効率化（令和 6 年能登半島地震）
- ⑨ 被災者支援の充実（令和 6 年能登半島地震）
- ⑩ 保健医療福祉支援の体制・連携の強化（令和 6 年能登半島地震）
- ⑪ 官民連携体制の強化（令和 6 年能登半島地震）

- ⑫ 消防防災力の充実強化（令和6年能登半島地震）
- ⑬ 防災DXの加速（令和6年能登半島地震）
- ⑭ 緊急輸送時の航空機等の要請（総務省消防庁通知「地域防災計画における航空機等の輸送に係る記載の見直しについて」を反映）（令和6年1月30日）
- ⑮ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）対応の教訓を踏まえた修正
- ⑯ 大規模な火災（岩手県大船渡市林野火災等）を踏まえた林野火災予防計画の見直し
- ⑰ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更を踏まえた修正

4. その他、愛媛県地域防災計画等との整合に伴う修正、時点修正等

- ① 新たな「愛媛県地震被害想定調査」を踏まえた防災・減災対策の強化
- ② 危機管理体制の整理（所掌事務、動員体制の見直し）
- ③ 中山間地における災害時孤立集落への対応のあり方の検討
- ④ 原子力災害における避難元・避難先市町間の情報連携
- ⑤ 令和8年5月29日から運用開始された新たな防災気象情報
- ⑥ その他（ドローンの活用、災害ケースマネジメントの支援等）
- ⑦ 令和8年4月現在の統計資料の更新